

アイルランド環境の友 (Friends of the Irish Environment) v. アイルランド

提訴：2017 年

レポーター情報：2017 年 793 号 JR

地位：決定

事件類型：政府に対する訴訟

管轄：アイルランド第 1 審裁判所 (High Court)

主な法律：アイルランド憲法

アイルランド気候行動・低炭素発展法 2015

欧州人権条約

概要

環境擁護団体であるアイルランド環境の友 (FIE) は、アイルランド政府が 2017 年に承認した国家緩和 (排出削減) 計画は、アイルランドの 2015 年気候行動・低炭素発展法 (以下「法」)、アイルランド憲法、および欧州人権条約の下での義務、とりわけ生命の権利と私生活・家族生活の権利に違反していると主張し、第 1 審裁判所に提訴した。FIE は、国家緩和計画 (以下「計画」) は 2050 年までに低炭素経済への移行を目指というもので、短期的に排出量を十分に削減することを目的としておらず、同法およびアイルランドの人権への公約と整合していないと主張した。本訴訟は 2019 年 1 月 22 日に第 1 審裁判所で議論され、FIE は第 1 審裁判所に対し、同計画を承認した政府の決定を破棄し、適切であれば新たな計画の作成を命じるよう求めた。

2019 年 9 月 19 日、第 1 審裁判所は政府を支持する判決を下した。同裁判所は、同計画は短期的に十分な排出削減を実現することができず無効であるとの FEI の主張を退け、同法は特定の間目標を要求していないと結論付けた。裁判所は、「安全な気温上昇目標」である摂氏 1.5 度のための「温室効果ガス排出余地やカーボンバジェット (炭素収支) は限られている」との認識を示したが、裁判所は、現行計画は、2050 年までに低炭素で気候変動にシナやかに、環境的に持続可能な経済に向けて移行するための目標を達成するための初期段階のもので、今後も見直しや修正法で付与されていくものと説明して、政府は政策決定における裁量を適切に実施していると理由づけ、政府は同法によって与えられた政策決定の裁量を適切に行使したと判断した。裁判所は、FEI には人権に基づく請求を提起する原告適格があると結論付けたが、本計画は“非常に重要であるが、ジグソーパズルの一片にすぎないもの”として、政府がアイルランド憲法と欧州人権条約の下での義務に違反しているとの主張については認めなかった。

2019 年 11 月 22 日、FEI はこの判決を控訴裁判所に控訴した。さらに FEI は、従来の上訴

ルートを飛び超え、直接最高裁に行くための申請書を提出した。2020年2月13日、最高裁判所は、「原告と被告は、環境保全措置をとるべき相当の緊急性があることを認めていると述べて、直接上訴が認められる例外的な事情があると判断し、本事件を審理することを認めた。本計画の基礎となる科学と、本計画期間中に温室効果ガスの排出量が増加することに関して、当事者間に争いはない。

2020年7月31日、最高裁は第1審裁判所の判断を覆し、本計画を破棄する判決を下した。最高裁判所は、本計画は、同計画を読む合理的な読者にとって、アイルランドが2050年の目標をどのように達成するかについて理解できないものとして、法が求める具体性に欠けていると判断したものである。裁判所は、「法を遵守した計画は、2050年までの全期間の政策について十分に具体的でなければならない」と述べた。しかしながら、最高裁判所は、FIEには憲法やECHRに基づく訴訟を提起する原告適格がないと判断した。最高裁判所はまた、憲法上の権利と義務が適切なケースで環境分野に関与する可能性を排除するものではないが、FIEは、アイルランド憲法で明示的に付与されている権利とは別に、健全な環境に対する憲法に列記されていない権利を特定するのに十分な説得力のある事例とはなしえていないと結論付けた。

争点 アイルランドの国家緩和（排出削減）計画は、温室効果ガスの排出量の短期的な十分な削減目標が設定されていないため、成文法、アイルランド憲法、人権擁護義務に違反しているかどうか。